

## 組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

### 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 7 月 4 日 5 日（角田衛生センター）

平成 28 年 7 月 28 日 29 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m<sup>3</sup>

| 施設名               |      | 空気中の濃度限度(※)                                                        | 分析結果            |                 |               |
|-------------------|------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|
|                   |      |                                                                    | 放射性<br>セシウム 134 | 放射性<br>セシウム 137 | 放射性<br>セシウム合計 |
| 角田衛生センター<br>第二事業所 | 1 号炉 | 放射性セシウム 134 20Bq/m <sup>3</sup><br>放射性セシウム 137 30Bq/m <sup>3</sup> | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|                   | 2 号炉 |                                                                    | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
| 大河原衛生センター         | 1 号炉 |                                                                    | 不検出             | 不検出             | 不検出           |
|                   | 2 号炉 |                                                                    | 不検出             | 不検出             | 不検出           |

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考 1： 濃度限度は、3 ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が 1 を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考 2： 3 ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1) 1 ヶ月に 1 回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1 に対する割合を求める（有効数字 2 桁）。
- 2) 1 ヶ月に 2 回以上測定を行った場合は、1) で求めた割合の平均値を取り（有効数字 2 桁）、その月の測定値とする。
- 3) 2) の計算結果について、連続 3 ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字 2 桁）。
- 4) 例えば 1 ～ 4 月まで測定した場合、1，2，3 月の平均、2，3，4 月の平均、それぞれが連続 3 ヶ月の平均値とする。